

富士川町立鰐沢中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止のための対策に関する基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、鰐沢中学校の全ての生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

<基本理念>

いじめは、すべての生徒に関係する問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

なお、いじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」であり、この認識を、教職員、生徒、保護者で共有していくものとする。

<いじめの禁止>

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

<学校及び職員の責務>

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める（けんかやふざけ合いも、その背後にある事情の調査を行う）。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

<基本施策>

○学校におけるいじめの防止

未然防止の基本として生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規

律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることのないよう互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- (ア) 学校の基本方針に「いじめや不登校のない、楽しい学校」を掲げ、弱い者いじめ卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学ぶことを通して自己有用感を味わい自尊感情を育む。
- (ウ) 道徳教育を充実させ、障害のある生徒や性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等、特に配慮が必要な児童生徒への組織的な指導を行う。
- (エ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じ道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (オ) 保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (カ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を実施する。
- (キ) 学校いじめ防止基本方針が、実情に即して機能しているかP D C Aサイクルを使って点検し見直す。

○いじめの早期発見・早期対応のための措置

- (ア) いじめ発見のための取り組み
 - 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない。
- (イ) いじめの兆候に気づいたときの対応
 - 生徒の様子に変化が見られる場合には、情報を共有し大勢の目で見守る。また、働きかけを行い、問題の有無を確かめ、問題の早期解決を図る。
- (ウ) いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する次の定期的な調査を実施する。(いじめ調査等)
 - ①生徒対象いじめアンケート調査（4月、6月、9月、11月、1月、3月）
 - ②教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査
- (エ) いじめ相談体制
 - 生徒及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう次の相談体制の整備を行う。
 - ①スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用（スクールカウ

ンセラーについては、個別面談を全員に行うことを継続)

②いじめ相談窓口の設置 (生徒指導主事が相談窓口となる)

③学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に外部相談機関の周知 → 子ども人権 110 番 ヤングテレフォン等

(オ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質向上

いじめの防止等のための対策に従事する研修を実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

(カ) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。また、特に生徒に対しては情報モラル教育の充実をはかり、インターネット上のいじめが、重大な人権侵害にあたることを十分に理解させる。

インターネット等を通じたいじめが発生した時は教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、すみやかに原状回復がなされるよう努める。被害生徒・保護者への支援及び加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注意し、再発防止に万全を尽くす。

<生徒指導会議>

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導会議」を設置する。

◇ 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学年生活指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等

◇ 活動

- ① いじめの早期発見に関すること (アンケート調査、教育相談等)
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

◇ 開催

週一回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする

○いじめに対する措置

いじめの早期解決のために、学級担任だけで抱え込むことなく、情報を共有し学校長以下全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- (ア) いじめに係わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要な措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間に争いを生じさせないように、いじめ事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

＜重大事態への対処＞

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態と捉え、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、富士川町教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - * 構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。
- (ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - * 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、速やかに調査する。
- (エ) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する

以上、重大事態への対処については、フロー図を巻末に資料として掲載する。

○学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- (ア) いじめの早期発見に関する取り組みに関すること
- (イ) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること

平成26年3月31日 策定

平成30年12月5日 改定

いじめ防止対策推進法に規定されるいじめ事案への対応 ～重大事態への対応を中心として～

学校：いじめと疑われる事案を認知

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

情報の収集・共有（初期対応）

いじめなし

いじめあり

■ 重大事態 「いじめ防止対策推進法」から

- いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※文部科学省の規定

- ・「相当の期間」を不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ・児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態として捉え、報告・調査等を行う。

(補足) いじめが原因で30日以上の不登校になった場合は、重大事態として扱う。

重大事態なし

重大事態あり

(犯罪行為あり)

所轄警察署の援助

(事案により通報)

学校の対応

- ・ 事実確認
- ・ 事態への対処
- ・ 再発防止の取組 等

学校を設置する教育委員会へ発生報告

首長へ発生報告

教育委員会による調査主体の判断

学校を設置する教育委員会へ結果報告

教育委員会が主体の場合

学校が主体の場合

事実関係を明確にするための調査

教育委員会の調査組織で調査

「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核として調査
(必要に応じて専門家を追加)

教育委員会は首長へ結果報告

調査主体は、児童生徒や保護者へ情報提供

首長の判断で再調査が可能

首長の附属機関で再調査

首長が議会で結果報告

根拠となる法律等

いじめ防止対策推進法
平成25年9月28日施行

いじめの防止等のための基本的な方針
文部科学省

山梨県いじめの防止等のための基本的な方針
山梨県・山梨県教育委員会